

第 2 回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要																									
第 49 号議案	新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正を行う。 [主な改正内容] (1) 旅費の種目の名称を変更する。 <table><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>車賃</td><td>その他の交通費</td></tr><tr><td>宿泊料</td><td>宿泊費</td></tr><tr><td>日当</td><td>宿泊手当</td></tr><tr><td>移転料</td><td>転居費</td></tr><tr><td>着後手当</td><td>着後滞在費</td></tr><tr><td>扶養親族移転料</td><td>家族移転費</td></tr><tr><td>渡航手数料</td><td>渡航雑費</td></tr></table> (2) 包括宿泊費を新設する。 (3) 食卓料を廃止する。 (4) 旅費の支給方法を改める。 <table><tr><th>種目</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>宿泊費</td><td>定額</td><td>実費</td></tr><tr><td>着後滞在費</td><td>定額</td><td>実費＋定額</td></tr></table> [施行日] 公布の日	現行	改正後	車賃	その他の交通費	宿泊料	宿泊費	日当	宿泊手当	移転料	転居費	着後手当	着後滞在費	扶養親族移転料	家族移転費	渡航手数料	渡航雑費	種目	現行	改正後	宿泊費	定額	実費	着後滞在費	定額	実費＋定額
現行	改正後																										
車賃	その他の交通費																										
宿泊料	宿泊費																										
日当	宿泊手当																										
移転料	転居費																										
着後手当	着後滞在費																										
扶養親族移転料	家族移転費																										
渡航手数料	渡航雑費																										
種目	現行	改正後																									
宿泊費	定額	実費																									
着後滞在費	定額	実費＋定額																									
第 50 号議案	新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、次に掲げる条例の旅費（費用弁償）の種目の見直しを行う。 (1) 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (2) 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (3) 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例 (4) 新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例 (5) 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例 (6) 新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例 (7) 新宿区監査委員の給料等に関する条例 (8) 新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 [施行日] 公布の日																									
第 51 号議案	新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。 [主な改正内容] (1) 現行の部分休業に加え、1 年につき 10 日分の勤務時間に相当する時間を勤務しないことができる部分休業の承認について必要な事項を定める。																									

(条例関係)

議案番号	件名	概要	要																									
		(2) 非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和し、勤務日ごとの勤務時間による制限を廃止する。 [施行日] 令和7年10月1日																										
第52号議案	新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	職員の仕事と育児との両立を支援するため、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立を支援する制度に係る情報提供及び意向確認等の措置を講ずることを任命権者に義務付ける。 [施行日] 令和7年10月1日																										
第53号議案	新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正を行う。 [主な改正内容] (1) 旅費の種目の名称を変更する。 <table><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>車賃</td><td>その他の交通費</td></tr><tr><td>宿泊料</td><td>宿泊費</td></tr><tr><td>日当</td><td>宿泊手当</td></tr><tr><td>移転料</td><td>転居費</td></tr><tr><td>着後手当</td><td>着後滞在費</td></tr><tr><td>扶養親族移転料</td><td>家族移転費</td></tr><tr><td>渡航手数料</td><td>渡航雑費</td></tr></table> (2) 包括宿泊費を新設する。 (3) 旅行雑費及び食卓料を廃止する。 (4) 旅費の支給方法を改める。 <table><tr><th>種目</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>宿泊費</td><td>定額</td><td>実費</td></tr><tr><td>着後滞在費</td><td>定額</td><td>実費＋定額</td></tr></table> [施行日] 公布の日	現行	改正後	車賃	その他の交通費	宿泊料	宿泊費	日当	宿泊手当	移転料	転居費	着後手当	着後滞在費	扶養親族移転料	家族移転費	渡航手数料	渡航雑費	種目	現行	改正後	宿泊費	定額	実費	着後滞在費	定額	実費＋定額	
現行	改正後																											
車賃	その他の交通費																											
宿泊料	宿泊費																											
日当	宿泊手当																											
移転料	転居費																											
着後手当	着後滞在費																											
扶養親族移転料	家族移転費																											
渡航手数料	渡航雑費																											
種目	現行	改正後																										
宿泊費	定額	実費																										
着後滞在費	定額	実費＋定額																										
第54号議案	新宿区特別区税条例の一部を改正する条例	地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行う。 [主な改正内容] (1) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の見直し 加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を次のとおり見直す。 ア 紙その他これに類する材料のもので葉たばこを巻いた加熱式たばこについては、当該加熱式たばこ 0.35 g を紙巻たばこ 1 本に換算する。ただし、1 本当たりの重量が 0.35 g 未満の加熱式たばこにあっては、当該加熱式たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する。 イ ア以外の加熱式たばこについては、当該加熱式たばこ 0.2 g を紙巻たばこ 1 本に換算する。ただし、品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 g 未満である場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個を紙巻たばこ 20 本に換算する。																										

(条例関係)

議案番号	件名	概要															
		また、実施時期については、2段階に分けて行う。 <table><tr><th>時期</th><th>課税標準の算出</th></tr><tr><td>令和8年3月31日まで</td><td>現行換算本数×1</td></tr><tr><td>令和8年4月1日から同年9月30日まで</td><td>現行換算本数×0.5 ＋ 新換算本数×0.5</td></tr><tr><td>令和8年10月1日以後</td><td>新換算本数×1</td></tr></table> (2) 特定親族特別控除の新設に伴う規定整備 特定親族特別控除の新設に伴い、令和8年度以後の区民税に係る所得割の納税義務者が所得から控除する額に特定親族特別控除を加える等所要の改正を行う。 (3) 公示送達制度の見直し 現行の門前掲示による公示送達の方法に加え、電磁的記録を用いる公示送達の方法について定める。 [施行日] ・上記(2) 令和8年1月1日 ・上記(1) 令和8年4月1日 ・上記(3) 地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日	時期	課税標準の算出	令和8年3月31日まで	現行換算本数×1	令和8年4月1日から同年9月30日まで	現行換算本数×0.5 ＋ 新換算本数×0.5	令和8年10月1日以後	新換算本数×1							
時期	課税標準の算出																
令和8年3月31日まで	現行換算本数×1																
令和8年4月1日から同年9月30日まで	現行換算本数×0.5 ＋ 新換算本数×0.5																
令和8年10月1日以後	新換算本数×1																
第55号議案	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額及び応急措置の業務等に従事した者に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額を次のとおり改定する。 <table><tr><th></th><th>現行</th><th>改定後</th></tr><tr><td>補償基礎額</td><td>9,100円</td><td>9,700円</td></tr><tr><td>補償基礎額の増額上限額※</td><td>14,200円</td><td>14,500円</td></tr><tr><td>扶養加算額(配偶者)</td><td>217円</td><td>100円</td></tr><tr><td>扶養加算額(子)</td><td>333円</td><td>383円</td></tr></table> ※ その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、この額を超えない範囲内において補償基礎額を増額することができる。 [施行日] 令和7年7月1日		現行	改定後	補償基礎額	9,100円	9,700円	補償基礎額の増額上限額※	14,200円	14,500円	扶養加算額(配偶者)	217円	100円	扶養加算額(子)	333円	383円
	現行	改定後															
補償基礎額	9,100円	9,700円															
補償基礎額の増額上限額※	14,200円	14,500円															
扶養加算額(配偶者)	217円	100円															
扶養加算額(子)	333円	383円															
第56号議案	新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により就労選択支援の定義規定が追加されることに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和7年10月1日															
第57号議案	新宿区立心身障害者通所訓練施設条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により就労選択支援の定義規定が追加されることに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和7年10月1日															

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第58号議案	新宿区立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により就労選択支援の定義規定が追加されることに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和7年10月1日
第59号議案	新宿区立福祉作業所条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により就労選択支援の定義規定が追加されることに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和7年10月1日
第60号議案	新宿区立障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により就労選択支援の定義規定が追加されることに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和7年10月1日
第61号議案	新宿区保育所保育料徴収条例及び新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例	東京都保育所等利用世帯負担軽減事業の実施を踏まえ、2歳児までの第1子の保育料について、第2子以降と同様に無料とする。 [施行日] 令和7年9月1日
第62号議案	新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	1 若葉・須賀町地区地区計画の都市計画変更決定（計画地区の区分の廃止等）に伴い、制限事項を改める。 (1) 用途の制限 (2) 壁面の位置の制限 2 若葉地区再開発地区計画を廃止し、同一区域に若葉地区地区計画を定める都市計画決定が行われたことに伴い、同地区の区域内における建築物について、制限事項を定める。 (1) 用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 高さの最高限度 3 新宿駅東口地区地区計画の都市計画変更決定（双葉通り（一部区間）における壁面の位置の制限の追加等）に伴い、制限事項を改める。 (1) 建蔽率の最高限度 (2) 壁面の位置の制限 (3) 高さの最高限度 (4) 建築面積の最低限度 [施行日] 公布の日
第63号議案	新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	幼稚園教育職員の仕事と育児との両立を支援するため、妊娠、出産等についての申出をした幼稚園教育職員及び3歳に満たない子を養育する幼稚園教育職員に対し、仕事と育児の両立を支援する制度に係る情報提供及び意向確認等の措置を講ずることを教育委員会に義務付ける。 [施行日] 令和7年10月1日

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 64 号議案	新宿区立角筈区民ホール天井 改修その他工事請負契約	新宿区立角筈区民ホール天井改修その他工事施行のため、次 のとおり請負契約を締結する。

新宿区立角筈区民ホール天井改修その他工事請負契約

1	工 事 概 要	(1) ホール天井改修工事 (2) 客席改修工事 (3) 舞台床張替工事 (4) 舞台機構改修工事 (5) 舞台天井反射板改修工事 (6) 舞台幕改修工事 (7) カーペット張替工事 (8) 客席扉改修工事 (9) 外壁改修工事 (10) 鉄骨階段塗装改修工事 (11) その他改修工事
2	工 事 場 所	東京都新宿区西新宿四丁目 33 番 7 号
3	契 約 月 日	仮契約 令和 7 年 5 月 19 日 (月) 本契約 議決日の翌日
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
5	契 約 の 方 法	制限付一般競争入札
6	契 約 金 額	6 億 3,140 万円
7	契約の相手方	東京都新宿区大久保一丁目 1 番 49 号 タキカワ大久保ビル 3 階 菊池建設株式会社 新宿支店 支店長 鈴木 喜博 資本金 9,000 万円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 65 号議案	特別区道 3 1 - 1 3 8 0 電線 共同溝整備工事委託契約	無電柱化事業の施行に伴う譲渡設備を活用した特別区道 3 1 - 1 3 8 0 電線共同溝整備工事施行のため、次のとおり工事 委託契約を締結する。

特別区道 3 1 - 1 3 8 0 電線共同溝整備工事委託契約

1	工 事 概 要	無電柱化事業の施行に伴う譲渡設備を活用した 特別区道 3 1 - 1 3 8 0 (女子医大通り) 電線共同溝工事等 1 式
2	工 事 場 所	東京都新宿区若松町 9 番先から市谷仲之町 4 番先まで
3	契 約 月 日	仮契約 令和 7 年 5 月 20 日 (火) 本契約 議決日の翌日
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで
5	契 約 の 方 法	随意契約
6	契 約 金 額	8 億 5,302 万 7,701 円
7	契約の相手方	東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号 東電タウンプランニング株式会社 代表取締役社長 鈴木 祐輔 資本金 1 億円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 66 号議案	旧都立市ヶ谷商業高等学校及び新宿区立牛込第一中学校水泳プール解体工事請負契約	旧都立市ヶ谷商業高等学校及び新宿区立牛込第一中学校水泳プール解体工事施行のため、次のとおり請負契約を締結する。

旧都立市ヶ谷商業高等学校及び新宿区立牛込第一中学校水泳プール解体工事請負契約

1	工 事 概 要	(1) 旧都立市ヶ谷商業高等学校 ア 校舎棟 地上3階 鉄筋コンクリート造 建築面積 約 1,897 m² 延床面積 約 5,449 m² イ 体育館棟 地上2階 鉄筋コンクリート造 (2F鉄骨造) 建築面積 約 727 m² 延床面積 約 769 m² ウ 部室棟 地上3階 鉄筋コンクリート造 建築面積 約 94 m² 延床面積 約 249 m² (2) 新宿区立牛込第一中学校水泳プール 水泳プール 鉄筋コンクリート造 約 555 m² (3) その他付属棟及び外構等
2	工 事 場 所	東京都新宿区北山伏町4番1号及び矢来町6番地
3	契 約 月 日	仮契約 令和7年5月19日(月) 本契約 議決日の翌日
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで
5	契 約 の 方 法	制限付一般競争入札
6	契 約 金 額	4億8,264万8,386円
7	契約の相手方	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル ゼクオス株式会社 代表取締役 八武崎 有弘 資本金 5,000万円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 67 号議案	新宿区牛込保健センター等複合施設建設に伴う什器類の買入れについて	新宿区牛込保健センター等複合施設建設に伴う初度調弁のため、次のとおり什器類を買い入れる。

新宿区牛込保健センター等複合施設建設に伴う什器類の買入れについて

1	概 要	(1) 新宿区牛込保健センター ア 消耗品 145 種類 イ 備品 98 種類 (2) 新宿区立新宿生活実習所 ア 消耗品 46 種類 イ 備品 37 種類 (3) 新宿区立弁天町保育園 ア 消耗品 279 種類 イ 備品 85 種類
2	納 入 場 所	東京都新宿区弁天町 50 番地
3	契 約 月 日	仮契約 令和 7 年 5 月 15 日 (木) 本契約 議決日の翌日
4	納 期	本契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 17 日まで
5	契 約 の 方 法	指名競争入札
6	買 入 金 額	1 億 4,409 万 9,681 円
7	契約の相手方	東京都新宿区中落合三丁目 29 番 6-201 号 ジャンボ株式会社 新宿営業所 所長 今西 大騎 資本金 300 万円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 68 号議案	道路改良工事（江戸川橋通り第Ⅰ期）請負契約の変更について	令和6年第3回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した道路改良工事（江戸川橋通り第Ⅰ期）請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

道路改良工事（江戸川橋通り第Ⅰ期）請負契約の変更について

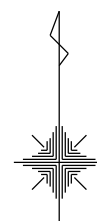
1	変 更 概 要	(1) 変更理由 国において決定された令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価（新労務単価）は、技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させる等の観点から、令和6年度当初の労務単価（旧労務単価）と比較して全国全職種平均では6.0%の上昇となった。 国は、賃金等の急激な変動に対処するため、令和7年3月1日が工期内である工事のうち、残工期が2か月以上ある工事案件について、新労務単価を反映した請負代金額に変更する措置を講じている。 区においても、技能労働者への適切な賃金水準確保の重要性を踏まえ、同様の措置を講ずることとし、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 変更内容 受注者からの協議に基づき、残工期に係る工事費に新労務単価を適用して積算した価格を基礎とした金額に変更する。						
2	工 事 場 所	東京都新宿区天神町 63 番地先から山吹町 293 番地先まで						
3	契 約 月 日	令和6年10月17日（木）						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和8年3月30日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>292,600,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>304,541,600 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>11,941,600 円</td></tr></table>	変更前	292,600,000 円	変更後	304,541,600 円	差額（増額）	11,941,600 円
変更前	292,600,000 円							
変更後	304,541,600 円							
差額（増額）	11,941,600 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区北新宿四丁目 28 番 15 号 株式会社圏央 新宿支店 新宿支店長 佐藤 一也						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 69 号議案	特別区道の路線の認定について	道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の路線を認定する。 (1) 認定する路線 路線名 2 3 - 1 1 起点 東京都新宿区高田馬場二丁目 141 番 24 地先 終点 東京都新宿区高田馬場二丁目 159 番 1 地先 (2) 位置図 別図のとおり

認定路線 特別区道 23-11

別
図



〔参考〕 延長 112.29m 面積 419.47m² 幅員（平均） 3.73m 起点 ○ 終点 →